

Houjin

いせさき 法人会報
2025.7.16 No.296



表紙 Photo & 文：森村 高明氏

主な記事

- 令和7年度通常総会 2～6
- 人物往来 7
- 行政機関からのお知らせ 8～11
- 支部・青年部会・女性部会 12～15
- 行事予定・コラム 16

みなと未来

近代ビル群と富士山のコラボ！
まるで「絵」のようです。
なんて素晴らしい！
外国人も「感動！感動！感動！」ワンダフル！たぶんね。



一般社団法人 伊勢崎法人会

tel 0270-23-8453 fax 0270-23-4891
e-mail houjin84@eos.ocn.ne.jp

会長あいさつ



会長
橋本 公章

この度、令和7年5月21日に開催されました通常総会並びに理事会において、伊勢崎法人会の会長に再任されました橋本章でございます。

会長という大役を引き続き、お引き受けすることとなり、改めて身の引き締まる思いでございます。

本会は、「法人会の理念」に則り、健全な納税者の団体であるとともに、良き経営者を目指すものの団体、税のオピニオンリーダーとして、伊勢崎税務署をはじめとする税務関係団体や自治体との緊密な連携のもと、会員企業や地域社会の発展向上、税の啓発活動に取り組んでおります。

また、資材価格やエネルギー価格の高騰、トランプ関税の影響など、中小企業を取り巻く環境は大変厳しい状況が続いていることから、会員企業をより発展させる税制改正や施策を国や自治体に求める要望活動にも力を入れてまいりたいと考えております。

本会の会員数は本年3月末で1,784社でございますが、様々な本会活動を充実したものとするためにも会員数を更に増やしていく事が必要であり、会員皆様のご協力をお願いいたします。

青年部会、女性部会の皆様には、租税教室、公開セミナー、花いっぱい運動など、実動隊として活動していただいておりますことを感謝申し上げますとともに、今年度から新たに立ち上げる健康経営専門委員会の活動にも、ご協力をお願いいたします。

結びに、今後も会員皆様のご繁栄とご健勝を祈念申し上げますとともに、本会へのご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、あいさつとさせていただきます。

一般社団法人 伊勢崎法人会役員等名簿

役 職	氏 名	法 人 名	役 職	氏 名	法 人 名	役 職	氏 名	法 人 名
顧 問	栗原 俊夫	(株)クリチク		松永 文彦	マルフク電気(株)		天田 光俊	(有)天武
会 長	橋本 公章	境運輸(株)		小此木正博	グンイチパン(株)		谷田 良衛	(有)谷田研磨製作所
副 会 長	矢尾 仁	ヤオクリーンエイド(株)		矢内 良春	豊鉄水工業(株)		吉田 励	(株)吉田組
	板垣 雅直	(株)板垣		吉田 努	(株)群馬銀行伊勢崎支店		梶山 明久	(有)梶山鐵工
	大関 健一	(株)レイトニック		土屋 昌則	(株)足利銀行伊勢崎支店		齋藤 佳久	(有)齋藤商店
	多部田敬三	(株)ゴダイ	理	高橋 弘之	アイオー信用金庫	理	大澤 文彦	(株)オオサワ
	飯塚 勝亮	(有)水戸屋本店		内山 陽介	桐生信用金庫伊勢崎支店		原田 裕士	(有)翔栄サービス
	川端 博	川端タイル工業(有)		泉 宏彰	(株)泉屋本店		徳江 光俊	(株)徳江工務店
	武井 義夫	(株)ベストシール	事	神澤 秀明	(株)神澤組	事	籠島 真二	(有)籠島装業
理	北原 康男	(株)北原製作所		赤石 哲也	群馬日栄興業(有)		矢尾 明彦	(株)矢尾
	上柿 敬一	上柿建設(株)		新山 浩通	群馬通商(株)		阿部 典生	(株)典企画
	下城 雅弘	(株)エバーラスティング		正田 康之	(株)SHODA.		小谷野栄子	(有)小谷野工業
	鷹巣 修	鷹巣会館(有)		松原 香	(株)エム・エス・ケー		矢島 恵子	(有)矢島商店
	柳井 正臣	(株)日正産業		高木 均	(有)高木組	監 事	坂口 博樹	あかぎ信用組合
事	大竹 昌樹	(有)大竹園		藤田 政幸	(有)フジタ工芸		濱野 哲也	(株)東和銀行伊勢崎支店
	多賀谷不二雄	東群ホールディングス(株)		須田 靖浩	(有)須田設備工業		岡部 洋行	富士精螺(株)

(敬称略)

令和7年度通常総会



5月21日(水)午後4時30分、「ニューいづみ」において令和7年度通常総会が開催されました。「令和6年度事業報告及び収支決算」、「理事等役員改選(案)」、「副会長を7人とする定款の一部改正案」が全会一致で承認されるとともに、令和7年度事業計画及び収支予算の報告を行いました。

議事終了後、伊勢崎税務署長から今期限りで理事を退任される下田雅樹副会長、齋藤利雄理事への感謝状の贈呈、伊勢崎法人会長から優良経理担当者8人、組織充実功労者3団体、福利厚生制度推進功労者3人への表彰が行われました。

小池基之伊勢崎税務署長、荻野邦夫群馬県伊勢崎行政県税事務所長からご祝辞を賜り、通常総会は閉会となりました。

また、総会終了後の理事会で、代表理事(会長)に橋本公章理事、業務執行理事(副会長)に、矢尾仁理事、板垣雅直理事、大関健一理事、多部田敬三理事、飯塚勝亮理事及び川端博理事の6人を選定しました。また、各委員会の委員長、副委員長及び委員が選任されました。

懇親会

理事会終了後、懇親会を開催。今期限りで副会長・理事を退任される神澤秀明氏、下田雅樹氏、牛久保拓氏、高田東明氏へ橋本会長から感謝状が贈呈されました。続いて、来賓の臂泰雄伊勢崎市長、石川眞男玉村町長、大木光伊勢崎市議会議長からご祝辞を賜り、猪俣素芳関東信越税理士会伊勢崎支部長の乾杯の発声で宴に入り、多くの会員企業の皆様の懇親が図られました。締めめの発声を石内國雄玉村町議会議長、小林正弘伊勢崎商工会議所会頭から賜り、盛会のうちにお開きとなりました。お忙しい中、ご出席を賜りましたご来賓の皆様並びに関係各位に対して改めて感謝申し上げます。



臂市長



石川町長



大木市議会議長

おめでとうございます

◆優良経理担当者

【15年以上(永年勤続優良経理担当者)】

事業所名	氏名	経理年数
(医)望真会古作クリニック	岡本 来美様	20年
境運輸株式会社	小林 亘様	17年
合資会社ぬくもり	福島 元代様	17年

◆組織充実功労者

団体名	勧誘後入会数
AIG損害保険株式会社 様	11
東支部 様	6
玉村支部 様	5

【5年以上15年未満(優良経理担当者)】

事業所名	氏名	経理年数
センヨシロジスティクス(株)	齋藤 恵美様	10年
株式会社テクノス	中野 知美様	9年
境運輸株式会社	松村ひろみ様	6年
流通ワークス事業協同組合	吉田 正樹様	6年
リス・ロジスティクス(株)	松井 修様	5年

◆福利厚生制度推進功労者

法人名	氏名
株式会社オオサワ	大澤 文彦様
有限会社水戸屋本店	飯塚 勝亮様
有限会社須田設備工業	須田 靖浩様



受賞者のみなさん

後列左から

多部田敬三様(東支部)、川端博様(玉村支部)、飯塚勝亮様、大澤文彦様

前列左から

松井修様、吉田正樹様、岡本来美様、橋本会長、齋藤恵美様、山下和彦様(AIG 損保㈱)

一般社団法人伊勢崎法人会 令和7年度事業計画

自 令和7年 4月 1日
至 令和8年3月31日

本会は、全国法人会総連合が掲げる「法人会の理念」に則り、法人会の原点である「税」に関する活動を主軸に、伊勢崎税務署及び管内行政機関等との緊密な連携のもと、会員企業の発展を支援するとともに、地域振興に寄与し、国と地域社会の繁栄に貢献する事業を推進します。

また、法人会活動の更なる活性化のため、会員確保に努め、「魅力ある法人会」を目指します。

I. 基本原則

1. 活動方針

- 適正公平な税制と租税負担の合理化を図るため、関係機関を通じて、国、県等に対して強力な要望を行い、その実現に努める。
- 税務当局との相互信頼により、税務行政の円滑な運営に協力し、申告納税制度に貢献する。
- 企業経営の健全化と発展向上を図るため、経営、経理及び税に関する研修会を行う。
- 小中学生等に対する租税教育活動や、地域に密着した社会貢献活動に積極的に取り組み、健全な社会の発展に貢献する。

2. 活動基準

- 好循環型社会づくりに寄与
- 会員のため、ニーズを的確に捉えた質の高いサービスの提供
- 会員のためのきめ細かな事業展開
 - ・活動基準に基づき、研修、広報、相談、福利厚生、意見具申、会員交流及び社会貢献を柱に事業を展開する。

3. 組織運営基準

- 会員に密着した効率的な組織の運営
- 会員の意見、要望等が適切に反映される体制の確立
- 決議機関、執行機関、事務局のそれぞれが組織の適正化及び透明性の確保

II. 事業計画

1. 公益事業

【税務支援事業】

- (1) 税務研修会の開催
 - ・税制改正の周知及び添付書類も含めた電子申告納税システム（e-Tax・eLTAX）の利用促進と消費税インボイス制度及び電子帳簿保存法等の研修
- (2) 決算期別説明会の開催
 - ・伊勢崎税務署職員を講師に迎え、決算にあたっての問題点及び留意点について具体的例を挙げた研修（年4回）
- (3) 新設法人説明会の開催
 - ・管内の新設法人に対して、税の申告等の説明研修会の開催
- (4) 青年部会税務研修会の開催
 - ・青年部会が主催する会員向けの経営及び税務の研修会の開催
- (5) 税制及び経営資料の提供
 - ・税務をはじめ経営に関する冊子を配布



新設法人説明会

【税の啓発・提言事業】

- (1) 添付書類も含めた電子申告納税システム（e-Tax・eLTAX）、消費税インボイス制度及び電子帳簿保存法及びダイレクト納付・キャッシュレス納付等の周知及び普及拡大の啓発活動の実施
- (2) 会報を刊行し税知識等の普及及び啓発の推進（4月、7月、10月、1月発行）

- (3) 税制に関する調査研究及び請願陳情活動の実施
令和7年度法人会全国大会高知大会において報告される
税制改正に関する提言を実現するための要望活動の実施
- (4) 小学校、中学校（四ツ葉学園中等教育学校）を対象とした租税教育活動の実施及び講師養成研修会の開催（租税教室年間20校程度、講師養成研修）
- (5) 税に関する小中学生作文募集事業での審査選考への協力及び参加賞の協賛
- (6) 税に関する絵はがきコンクールの開催
- (7) 管内行政機関の主催イベントにおいて税金クイズ等を実施し、税についての知識の周知と法人会活動のPRを行う。



租税教室

【地域社会貢献事業】

- (1) 法人会公開セミナーの開催（年2回の講演会開催）
- (2) 税を考える週間記念事業の開催（映画鑑賞会の開催）
- (3) 花いっぱい運動の実施（市民の集まる街角に花の植栽 年2回）
- (4) 広瀬川クリーンのつどい（市民との協働による広瀬川周辺の清掃美化活動）
- (5) 地域関係団体への協力協賛（いせさきまつり、伊勢崎シティマラソン及び伊勢崎創意くふう作品展等）
- (6) 食品ロス削減への取り組み

【経営支援事業】

- (1) 青年部会及び女性部会研修会の実施
・経営全般に関する研修会及び講演会の開催
- (2) 青年部会及び女性部会視察研修会の実施
・新事業に向けての経営者の柔軟な発想や経営に反映できる企業理念等を学ぶ視察研修の実施
- (3) インターネットセミナーの実施
・600コンテンツ以上のセミナーをインターネットにより、24時間無料提供する。

2. 共 益 事 業

【会員支援事業】

- (1) 新年会、講演会及びコンサートの開催
- (2) 優良経理担当者の表彰
- (3) 会員及び部会員親睦ゴルフ大会の実施
- (4) 会員親睦の日帰り研修の開催
- (5) 役員視察研修の開催
- (6) 法人会融資制度の実施（通年）
- (7) e-Tax 利用を目的に提携金融機関のインターネットバンキング
新規利用基本料金を1年間無料にするサービスの実施（通年）
- (8) 特得サービス事業の拡充（通年）



役員視察研修

【厚生制度推進事業】

- (1) 生活習慣病健診の実施
・会員企業の経営者、従業員、パート及び家族を対象とした、精度の高い健診を短時間で効率的に実施
- (2) 法人会福利厚生制度の推進
・企業の経営継続や経営者・従業員の安心を保障……………【経営者大型総合保障制度】
・万一の災害に備えて……………【ビジネスガード】
・経営者・従業員の個人の保障に……………【個人保障制度】
・がんの予防対策と治療に……………【がん保険制度】
・入院時の治療に重点をおいた……………【医療保険制度】

- (3) 中小企業向け貸倒保険制度の推進
・取引信用保険の推進

【会員維持・拡大事業】

○会員増強運動の実施

- (1) 親会、部会の状況に応じた増強運動を展開する。
- (2) 法人会の趣旨に賛同し、特得サービス提供企業を募り会員の増強に繋げる。
- (3) 組織の強化に重点を置き、親会、部会及び会員との意思疎通を緊密に行うとともに部会活動を充実させ、親会及び部会と会員との連携強化を図る。
- (4) 新設法人の加入勧誘を徹底強化し、会員増強及び加入率の向上を目指す。
- ①会員増強用資料の整備及び活用
 - ・加入勧誘活動を円滑に推進するため、会員及び未加入法人の情報を整備し活用する。
- ②新設法人の加入勧誘の強化
 - ・新設法人説明会開催時に、法人会をPRし加入勧誘の推進
- ③情報の共有及び意思疎通の強化
 - ・部会活動はもとより、支部の会議等を開催し組織拡大について常に意識する。
- ④法人会イメージアップ戦略の強化
 - ・会員向けサービスの充実のために特得サービス協賛企業を募る。
- ⑤役員体制の強化
 - ・役員の意識向上を図り、親会、部会及び支部が連携し、事業への参加を促進する。

3. そ の 他

- (1) 公益法人会計基準を遵守し、指導監査基準に則した運営を実践
- (2) 諸会議の開催
 - ① 通常総会
 - ② 理事会
 - ③ 正副会長等会議
 - ④ 委員会(総務、税制、研修、組織、厚生、広報、健康経営専門)及び部会会議
 - ⑤ その他必要な会議



全国大会

一般社団法人 伊勢崎法人会正副委員長名簿

(敬称略)

役 職 名	氏 名	法 人 名
総 務 委 員 長	板垣 雅直	(株) 板 垣
総 務 副 委 員 長	松原 香	(株) エム・エス・ケー
	武井 義夫	(株) ベストシール
税 制 委 員 長	矢尾 仁	ヤオククリーンエイド(株)
税 制 副 委 員 長	赤石 光裕	(株) 赤 石 三 光 堂
	石坂 トキ子	石 坂 電 器 (株)
研 修 委 員 長	飯塚 勝亮	(有) 水 戸 屋 本 店
研 修 副 委 員 長	原田 裕士	(有) 翔 栄 サ ー ビ ス
	丹羽 洋介	ワイズコーポレーション(株)
	杉原 みち子	杉原エス・イー・アイ(株)
組 織 委 員 長	多部田 敬三	(株) ゴ ダ イ
組 織 副 委 員 長	下城 雅弘	(株) エバーラスティング

役 職 名	氏 名	法 人 名
組 織 副 委 員 長	赤石 哲也	群 馬 日 栄 興 業 (有)
	牛久保 拓	(有) プ モ リ 電 設
	天田 光俊	(有) 天 武
	大澤 文彦	(株) オ オ サ ワ
広 報 委 員 長	川端 博	川 端 タ イ ル 工 業 (有)
広 報 副 委 員 長	高木 均	(有) 高 木 組
	藤田 政幸	(有) フ ジ タ 工 芸
厚 生 委 員 長	大関 健一	(株) レ イ ト ニ ッ ク
厚 生 副 委 員 長	服部 忠夫	(株) 伊 勢 崎 電 設
	矢尾 明彦	(株) 矢 尾
	都丸 美樹子	(医) 純 生 会

●厚生委員は健康経営専門委員を兼務します
●氏名が太字となっている委員は県連委員です
◎各委員会活動へご支援ご協力いただきますようお願いいたします。



群馬銀行伊勢崎支店

【所在地】伊勢崎市本町11-5
【TEL】0270-24-1111

支店長 吉田 努



群馬銀行伊勢崎支店の起源は、伊勢崎銀行が設立された1888年（明治21年）まで遡ります。今年で137年を迎えますが、長きにわたり伊勢崎の地におきまして地域の方々に支えられながら歩んでまいりました。

最近では金融機関を取り巻く環境の変化の中で、2年程前に店舗の統廃合を実施しましたが、直近では金融サービスの更なる拡充を目指し、店舗内に「ぐんぎん証券伊勢崎駐在」をオープンいたしました。

【私たちは「つなぐ」力で地域の未来をつむぎます】
これは2021年11月に制定した群馬銀行グループのパーパス（企業の存在意義）です。

群馬銀行グループは何のために存在し、社会に何を働かせることができるのか。この問いかけの答えが「パーパス」です。「つなぐ」は、資金の貸し手と借り手をつなぐ金融仲介はもとより、お客様同士をつなぐ、当行の商品・サービスをつなぐなど、「つなぐ」は当行のビジネスそのものを表す言葉です。そして、当行が「つなぐ」をもとに目指すべき「未来」は、経済的豊かさだけでなく、地球環境の保全や、高齢化・人口減少など社会環境への取組みを通じた持続可能な社会です。地域繁栄の担い手として業務に邁進し、「つなぐ」力で、地域のみならずともに、豊かな未来をつむいでいきたいと考えております。

なお、出身は富岡市であり、現在若葉町在住です。早朝の散歩で赤城山と広瀬川を見ながらリフレッシュしつつ、この伊勢崎の地において微力ながら少しでもお役に立てればと思っております。



大同生命保険株式会社 群馬支社

【所在地】前橋市南町3丁目9番地の5
【TEL】027-223-5260

第一営業課長 三田 英昭



本年4月1日付で群馬支社第一営業課長を拝命しました。これまでに引き続き、弊社を支えていただいた「感謝の気持ち」と、ともに「未来を創る」という想いで活動してまいります。そして、皆さまの事業活動が活性化されるよう、少しでもご期待に応えるべく尽力してまいります。

さて、弊社は創業120年余り、1902（明治35）年7月、大阪の豪商・加島屋が主体となり、「加入者本位・堅実経営」を創業の精神・社是として、誕生しました。社名は、「小異を捨てて大同につく」に由来しております。

皆さまには、法人会の経営者大型総合保障制度が創設から50年以上、長きに渡りご愛顧いただいております。保障制度の中身においても、時代にあわせて内容を進化させてきたことで、加入企業数は14万社と日本を代表する経営者保険の制度としてご活用いただいております。本当にありがとうございます。

当制度は、『会員企業を守りたい』という思いから誕生しました。そして、今まで日本国内には無かった商品の提供に都度携わらせていただいた結果、経営者さまと永くお付き合いをさせていただくことができました。

一方、経営者を取りまくリスクの多様化やグローバル化、法改正など中小企業に求められる社会的責任が今まで以上に大きくなっております。こうした環境の中、あらゆるリスクから皆さまをお守りできるよう、永いお付き合いの経験を活かし、保険商品に加えて、課題解決につながる企業の特性を踏まえた、経営支援に資するサービスを提供してまいります。

最後となりますが、伊勢崎法人会の会員の皆さまの益々のご繁栄とご健勝を心より祈念申し上げます。

2025 〈令和7年〉 税務カレンダー

7月

- 6月分源泉所得税（復興特別所得税含む）の納付
- 納期特例の適用を受けた1月～6月分源泉所得税（復興特別所得税含む）の納付
- 5月末決算法人の法人税、地方法人税の確定申告と納付
- 5月末決算法人の消費税及び地方消費税の確定申告と納付
- 11月末決算法人（年1回）の法人税の中間申告と納付
- 消費税及び地方消費税の中間申告と納付
2月末決算法人（年3回の場合）
8月末決算法人（年3回の場合）
11月末決算法人（年1回及び年3回の場合）

7月10日(木)まで
7月10日(木)まで

8月

- 7月分源泉所得税（復興特別所得税含む）の納付
- 6月末決算法人の法人税、地方法人税の確定申告と納付
- 6月末決算法人の消費税及び地方消費税の確定申告と納付
- 12月末決算法人（年1回）の法人税の中間申告と納付
- 消費税及び地方消費税の中間申告と納付
3月末決算法人（年3回の場合）
9月末決算法人（年3回の場合）
12月末決算法人（年1回及び年3回の場合）

8月12日(火)まで
9月1日(月)まで
9月1日(月)まで
9月1日(月)まで
9月1日(月)まで

9月

- 8月分源泉所得税（復興特別所得税含む）の納付
- 7月末決算法人の法人税、地方法人税の確定申告と納付
- 7月末決算法人の消費税及び地方消費税の確定申告と納付
- 1月末決算法人（年1回）の法人税の中間申告と納付
- 消費税及び地方消費税の中間申告と納付
1月末決算法人（年1回及び年3回の場合）
4月末決算法人（年3回の場合）
10月末決算法人（年3回の場合）

9月10日(水)まで
9月30日(火)まで
9月30日(火)まで
9月30日(火)まで
9月30日(火)まで

伊勢崎税務署定期異動

令和7年7月10日発令

所属部門	転出者		転入者	
	氏名	新所属	氏名	旧所属
署長	小池 基之	関東信越国税局 徴収部 機動課 課長	荒川 勝	関東信越国税局 課税第一部 資料調査第二課 課長
法人課税第一部門 統括国税調査官	宮下 三男	上田税務署 法人課税第一部門 統括国税調査官	岩井 正和	中之条税務署 法人課税部門 統括国税調査官
法人課税第二部門 統括国税調査官	阿部 進一	留任		
法人課税第一部門 総括上席国税調査官	森下 竜司	前橋税務署 特別国税調査官 (開発調査担当) 連絡調整官	二口 卓也	上尾税務署 管理運営第二部門 上席国税調査官

源泉所得税の改正のあらまし

令和7年4月

国 税 庁

所得税の源泉徴収事務につきましては、日頃から格別のご協力をいただき感謝申し上げます。
令和7年度の税制改正により、源泉所得税関係について主に次のような改正が行われました。
(注) このパンフレットは、令和7年4月1日現在の法令等に基づいて作成しています。

- 1 以下のとおり所得税の基礎控除の見直し等が行われることとなりました。
この改正は、原則として、**令和7年分以後**の所得税について適用されます。
※ 令和7年11月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。

(1) 基礎控除の見直し

イ 次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 (注3))				基礎控除額		改正前
				改正後 (注1)		
				令和7・8年分	令和9年分以後	
132 万円以下 (200 万 3,999 円以下)				95 万円 (注2)		48 万円
132 万円超	336 万円以下	(200 万 3,999 円超	475 万 1,999 円以下)	88 万円 (注2)	58 万円	
336 万円超	489 万円以下	(475 万 1,999 円超	665 万 5,556 円以下)	68 万円 (注2)		
489 万円超	655 万円以下	(665 万 5,556 円超	850 万円以下)	63 万円 (注2)		
655 万円超	2,350 万円以下	(850 万円超	2,545 万円以下)	58 万円		

- (注) 1 改正後の所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、改正後の租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。
2 58万円にそれぞれ37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。
3 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。
4 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

ロ 基礎控除額の改正に伴い、**令和8年分以後**の「源泉徴収税額表」及び公的年金等に係る源泉徴収税額の計算における控除額について、所要の改正が行われました。

《令和7年の源泉徴収事務における留意事項》

令和7年11月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。

令和7年分の給与の源泉徴収事務においては、令和7年12月に行う年末調整の際に、改正後の基礎控除額に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税額表」によって計算した源泉徴収税額との精算を行います。

また、令和7年分の公的年金等（確定給付企業年金法に基づいて支給する年金等を除きます。）の源泉徴収事務においては、令和7年12月の支払の際に、改正後の一定の基礎控除額に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の一定の基礎控除額に基づいて計算した源泉徴収税額との精算を行います。

(2) 給与所得控除の見直し

イ 給与所得控除について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。

ロ 給与所得控除の改正に伴い、**令和7年分以後**の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」及び**令和8年分以後**の「源泉徴収税額表」が改正されました。

《令和7年の源泉徴収事務における留意事項》

令和7年11月までの給与の源泉徴収事務に変更は生じません。

令和7年分の給与の源泉徴収事務においては、令和7年12月に行う年末調整の際に、改正後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税額表」によって計算した源泉徴収税額との精算を行います。

(3) 特定親族特別控除の創設

イ 居住者が特定親族^(注)を有する場合には、その居住者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて次の金額を控除する特定親族特別控除が創設されました。

なお、年末調整において特定親族特別控除の適用を受けようとする人は、給与の支払者に「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を提出する必要があります。

(注) 「特定親族」とは、居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で合計所得金額が58万円超123万円以下の人をいいます。
 なお、親族には児童福祉法の規定により養育を委託された、いわゆる里子を含みます。

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注))			特定親族特別控除額
58万円超	85万円以下	(123万円超 150万円以下)	63万円
85万円超	90万円以下	(150万円超 155万円以下)	61万円
90万円超	95万円以下	(155万円超 160万円以下)	51万円
95万円超	100万円以下	(160万円超 165万円以下)	41万円
100万円超	105万円以下	(165万円超 170万円以下)	31万円
105万円超	110万円以下	(170万円超 175万円以下)	21万円
110万円超	115万円以下	(175万円超 180万円以下)	11万円
115万円超	120万円以下	(180万円超 185万円以下)	6万円
120万円超	123万円以下	(185万円超 188万円以下)	3万円

(注) 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

ロ **令和8年1月以後**に支払うべき給与及び公的年金等について、それぞれ次の場合に、特定親族特別控除が各月（日）の源泉徴収の際に適用されることとされました。

給与・・・・・・・・親族の合計所得金額が58万円超100万円以下である場合

公的年金等・・・・親族の合計所得金額が58万円超85万円以下である場合

《令和7年の源泉徴収事務における留意事項》

令和7年11月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。

令和7年分の給与の源泉徴収事務においては、令和7年12月に行う年末調整の際に、上記イの改正が適用されます。

なお、公的年金等の受給者が、令和7年分の所得税について、特定親族特別控除の適用を受けようとする場合には、確定申告をする必要があります。

(4) 扶養親族等の所得要件の改正

上記(1)イの基礎控除の改正に伴い、次の表のとおり、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件^(注1)が改正されました。

また、上記(2)イの給与所得控除の改正に伴い、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が65万円（改正前：55万円）に引き上げられました。

扶養親族等の区分	所得要件 ^(注1) (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注2))	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58万円以下 (123万円以下)	48万円以下 (103万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58万円超 133万円以下 (123万円超 201万5,999円以下)	48万円超 133万円以下 (103万円超 201万5,999円以下)
勤労学生	85万円以下 (150万円以下)	75万円以下 (130万円以下)

(注) 1 合計所得金額（ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額）の要件をいいます。

2 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

《令和7年の源泉徴収事務における留意事項》

令和7年11月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。

令和7年分の給与の源泉徴収事務においては、令和7年12月1日以後に支払う給与からこの改正が適用されます（この改正により扶養親族等の要件を満たすこととなった親族等に係る扶養控除等の適用を受けるために「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」等の提出が必要となります。）。

なお、公的年金等の受給者が、令和7年分の所得税について、この改正により扶養親族等の要件を満たすこととなった親族に係る扶養控除等の適用を受けようとする場合には、原則として、確定申告をする必要があります。

上記(1)～(4)に関して、詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

【国税庁ホームページ】(随時最新情報に更新します。)

令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について

(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025kiso/index.htm>)



個人住民税に関するお知らせ

○退職や休職等があった場合の手続き

- 退職や休職等により給与の支払いを受けなくなった方がいる場合は、必ずその事由が発生した日の属する月の翌月10日までに、市町村に「異動届出書」を提出してください。
- 異動届出書の提出が遅れると、退職者、休職者等の税額が特別徴収義務者の滞納額となることがあります。
- 税額変更や普通徴収への切替処理が遅れると、納税義務者に対して一度に多額の住民税の納税義務を負わせてしまう恐れがありますので、提出期限は必ず厳守してください。

○納期の特例について

- 特別徴収した個人住民税の納期限は月割額を徴収した月の翌月10日ですが、給与の支払いを受ける全従業員が常時10人未満の事業者は、申請により市町村長の承認を受けることで、毎月の納入（年12回）から年2回（12月10日と6月10日）の納入に変更する「納期の特例」を受けることができます。
- これは事業者の納期についての特例になりますので、従業員の給与からは毎月徴収してください。
- 該当市町村の徴収金に滞納があり、納入に支障が生じる恐れがあると認められる場合は、申請が認められない場合があります。
- 承認後、給与の支払いを受けるものが常時10人未満でなくなった場合は、遅滞なくその旨及び必要な事項を記載した届出書を市町村長に提出しなければなりません。

特別徴収に関するお問い合わせ先

従業員がお住いの各市町村

市町村名	担当課	電話番号	市町村名	担当課	電話番号	市町村名	担当課	電話番号
あ 安中市	税務課	027-382-1111	く 草津町	税務課	0279-88-7186	な 中之条町	税務課	0279-75-2111
い 伊勢崎市	市民税課	0270-27-2716	し 渋川市	税務課	0279-22-2113	の 長野原町	税務課	0279-82-2244
	板倉町 戸籍税務課	0276-82-1111		下仁田町 住民税務課	0274-82-2113	ぬ 南牧村	住民税務課	0274-87-2011
う 上野村	総務課	0274-59-2111		昭和村 税務課	0278-24-5111	め 沼田市	税務課	0278-23-2111
お 邑楽町	税務課	0276-47-5011		榛東村 税務課	0279-54-2211	ひ 東吾妻町	税務課	0279-68-2111
	大泉町 税務課	0276-63-3111	た 高崎市	市民税課	027-321-1218	ふ 藤岡市	税務課	0274-40-2231
	太田市 市民税課	0276-47-1818		高山村 税務課	0279-63-2111	ま 前橋市	市民税課	027-898-6208
か 片品村	住民課	0278-58-2111		館林市 税務課	0276-72-4111	み みどり市	税務課	0277-76-0964
	川場村 住民課	0278-52-2111		玉村町 税務課	0270-64-7703		みなかみ町 税務課	0278-62-2111
	神流町 住民生活課	0274-57-2111	ち 千代田町	財務課	0276-86-7002	め 明和町	税務課	0276-84-3111
	甘楽町 住民課	0274-74-3131	つ 嬭恋村	税務課	0279-96-0511	よ 吉岡町	財務課	0279-26-2237
き 桐生市	税務課	0277-46-1111	と 富岡市	税務課	0274-62-1511			

群馬県全市町村

令和7年 4月10日～8月31日

Webで口座振替 キャンペーン!

抽選で
1,000名に

プレゼント!



口座振替申込&
アンケートに
答えて



500ポイント

有効期限: 令和8年3月31日

お問い合わせ

伊勢崎市財政部収納課

TEL.0270-27-2722

<https://www.city.isesaki.lg.jp>

ウェブ口座振替 伊勢崎

検索

詳しくはHPをご覧ください

●支部だより●



川端支部長

令和7年度玉村支部通常総会

令和7年度伊勢崎法人会玉村支部通常総会が令和7年5月15日(木)午後5時30分から玉村町のなごみ庵において、開催されました。

提出された議案は原案のとおり全て可決承認されました。なお、任期満了に伴う役員改選において、玉村支部新役員は以下のとおりとなりました。

川端新支部長は就任の挨拶で、新体制となり今後も本会や支部役員並び会員の皆様と連携・協調を図り、玉村支部の発展に尽力する旨、抱負を述べられました。

玉村支部役員一覧(令和7・8年度)

(敬称略)

役職	氏名	法人名	役職	氏名	法人名
支部長	川端 博	川端タイル工業(有)	理 事	井野 克彦	(有)巽社
副支部長	齋藤 佳久	(有)齋藤商店		加賀美 圭介	(有)美創
	大澤 文彦	(株)オオサワ		近藤 隆史	(株)静和運輸
	原田 裕士	(有)翔栄サービス		高橋 典久	(企)群馬中高年雇用福祉事業団
理 事	徳江 光俊	(株)徳江工務店		土田 好江	五料産業(株)
	籠島 真二	(有)籠島装業		原 麗子	(有)原野屋住宅総合設備
	永塚 徹	(株)英技研		田口 康弘	田口建設(有)
	井田 均	(有)菱田樹脂工作所		荻原 潔	(有)オギ電装サービス
	峰岸 明登	(株)峰岸工業	監 事	横山 貴一	群馬銀行玉村支店
	田中 正伸	田中生コン(株)		新井 紀雄	桐生信用金庫玉村支店
	青山 健太郎	青山塗装(株)	顧 問	下田 雅樹	(有)タカラ不動産
	浅川 直也	(有)群馬包装トーフ		井田 泉	井田酒造(株)

第28回広瀬川クリーンのつどい(社会貢献活動)

4月5日(土)AM9:00、図書館下へ集合。伊勢崎青年会議所がはじめた「広瀬川クリーン作戦」が様々な変遷を経て、平成23年3月31日「広瀬川クリーンのつどい」として法人会が主管となりました。伊勢崎青年会議所は勿論、伊勢崎ロータリークラブ会員の皆様には多くの参加をいただきまして、ありがたく頭の下がる思いです。これからの社会は人と人がつながることで、コミュニケーションの輪が広がっていくのではないのでしょうか。一年に一回の出会いはまるで七夕様のよう。なつかしい笑顔に支えられます。

「年々歳々花相似たり、歳々年々人同じからず」といわれますが、最近の気候変動で菜の花が遅かったり早かったり、大根の花が消えたり、今年はあじさいが昨年的高温と水不足で悲しい姿。うぐいすの鳴き声もバロメーター。一年に一回の出遣いはいろいろなことを気づかせてくれます。

今回、とてもうれしいことがありました。ロータリアンの(株)中央三共 向井知子さんが参加され、法人会女性部会に入会されたのです。多部田敬三氏の推薦がありました。ありがとうございました。(女性部会長 杉原 みち子)



青年部会

令和7年度通常総会



5月14日(水)18時より、一般社団法人伊勢崎法人会青年部会「令和7年度青年部会通常総会」がニューいづみにて開催されました。

冒頭に泉彰彰部会長から、来賓の皆様、部会員の皆様に日頃の感謝の言葉を述べられるとともに、予定校の租税教室が無事に全て開催できたこと、多くの部会員が健康経営宣言を行って頂いたことに触れ、今後とも一層の青年部会活動に力を注いでいく思いを発信する挨拶がありました。

議案審議では、「令和6年度事業報告及び収支決算承認」「令和7年度事業計画及び収支予算(案)承認」「青年部会役員改選(案)承認」の3件が審議され、原案通り可決されました。

また、伊勢崎市長 臂泰雄様、伊勢崎税務署長 小池基之様、一般社団法人伊勢崎法人会会長 橋本章章様より、ご祝辞を頂戴しました。その後、ご来賓の皆様をご紹介させて頂き、無事に総会は閉会となりました。

尚、今期の役員改選により、筆者であります矢尾が青年部会長の任を仰せつかりました。

懇親会では冒頭、青年部会新部会長が挨拶する機会を頂き、新部会長であります私より想いをお伝えいたしました。その後卒業セレモニーが行われ、10名の卒業部会員を代表して、原和隆君、河田英雄君、長谷川修志君に卒業記念品を贈呈し、ご挨拶を頂きました。長きに亘り青年部会でご活躍された皆様の卒業後の社業発展を心より祈念申し上げます。



原 和隆 様



河田 英雄 様



長谷川 修志 様



矢尾新部会長

当総会より青年部会につきましては新体制の発足となりました。誠心誠意役割を全うしていきますので、関係者各位には、変わらぬご指導ご鞭撻の程宜しくお願い申し上げます。

(青年部会長 矢尾 明彦)

青年部会

税務研修会&懇親会



令和7年4月4日(金)午後6時より「青年部会税務研修会&懇親会」がニューいづみにて開催されました。

今回の税務研修会は、青年部会員でもある石原毅税理士事務所所長税理士石原毅氏に講師を依頼し、「その節税、大丈夫ですか? ~正しく知って経営改善! ~」というテーマでご講演頂きました。

石原先生は税理士だけでなく、様々な事業を展開しており、税理士以外の観点からの経験も踏まえたお話を伺うことができました。

今回の研修会は青年部会員だけでなく、本会員の方々にも参加いただきました。

冒頭、泉部会長より、石原氏とは普段様々な活動で一緒に、エネルギーに満ち溢れた先輩ですと講師の紹介があり、部会員にもたくさん刺激をうけてもらい、共に成長していきたいと挨拶がありました。

講演では節税に関する基本的な考え方、課税の繰延についてのお話がありました。

企業・個人のキャッシュフローを最適化すること。経営資源の活用。法令遵守。社員や利害関係者への利益還元最大化。将来の税負担を計画的にコントロールすること。など、経営者として納税に関してやるべきことを考える良い機会となりました。

また石原氏ご自身の様々な事業の体験、実例等の話もあり混ぜながら、解りやすく身近な内容でしたので、聞きながら話に聞き入る部会員の姿が印象的でした。

個人的には、節税を意識し過ぎず、会社を伸ばし、適正に納税する、しっかりと意識をもっている経営者の会社のほうが成長していくのではというお話が印象に残りました。

研修会終了後席を移し、講師の石原氏と共に青年部会懇親会となりました。

研修会の時間では足りなかった話、これからの青年部活動について等、たくさん懇親をはかることができました。

(青年部会副部会長 須田 靖浩)

女性部会

令和7年度女性部会通常総会

5月9日（金）プラザ・アリア 午前11時30分

事前に届けた総会資料（令和6年度通常総会・花いっぱい・十和田市現代美術館・富山県「能作」）の美しい表紙を抱きながら参集。毎年、毎回テーマや企画を思考している女性部会としては総会后、メモリアル写真（ポーズあり）で盛り上がります。

東京から新幹線通勤をされている伊勢崎税務署長 小池基之様はいつも女性部会の言動を注視され、激励して下さいます。今回は女性部会ビジョン「大志を持って生きる」を評価下さいました。森下調査官様は子供4人の子沢山。若々しく、法人会と接して勉強になりますとうれしい発言。

乾杯の後は女性部会オリジナル「会員の声」です。春川さんのご母様様の100歳の誕生日の4日後に大往生の件、2種の花々に囲まれて、ご家族の仲睦まじさが伝わって参りました。板垣さんは100周年を迎えて、お取引先があって会社は成り立っているとの経営者として一番大切なコトに触れられたことは、ジーンときて、肝に銘じた方も多かったのではないのでしょうか。大先輩の天田さんと織間さんの健康の秘訣は良く動くこと。特に会社と自宅の草取りとのこと。ファッションと所作の美しさ、若々しい好奇心、見習います。「広瀬川クリーンの

つどい」に参加されたことがご縁で女性部会に入会された（株）中央三共 向井知子さんが出席されました。

最後のコメントは昨年度の公開セミナーで伊勢崎愛に満ちた素晴らしい講演をしていただいた伊勢崎市副市長の藤原通孝氏です。笑顔の美しい副市長は奥様もキャリアで、現在、こども家庭庁で活躍中。お互いに単身赴任の経験者で、通孝氏は何と14回。和歌山県出身で東京大学卒業後、自治省（現総務省）に入省。静岡県総務部長、全国知事会事務局長、北九州市副市長、内閣官房内閣審議官を経て、令和3年7月に総務省を退官され、令和4年4月に伊勢崎市副市長に就任。2人の子弟を育てられた奥様への感謝の想いが心に響きました。

今回はサプライズあり。藤生マサ子さんが姑さんを104歳までお世話をなされ、会社を退社し、女性部会を退会されました。御礼として、感謝の心を頂きましたので、お一人お一人に黄色いバラを用意させて頂きました。マサ子さん、ありがとう。女性部会を退会されても、人間関係は永遠です。これからも宜しくお付き合い下さいませ。

今回はプラザ・アリア様のこだわりのある地元の野菜、良質なたんぱく質、デザート、丁寧なお仕事に参加されました皆様の心と体を満たし、笑顔があふれました。そして、事務局のきめ細やかな対応に深く感謝申し上げます。ありがとうございます。（女性部会長 杉原 みち子）



女性部会

視察研修(6月8日～10日)

奈良大和四寺巡礼（室生寺・長谷寺・安部文殊院・岡寺・石舞台古墳）・奈良ホテル・春日大社（朝拝）・奈良国立博物館

6月8日（日）東京駅集合 8:15 集合場所はシルバー世代で溢れかえていました。時代はまさにモノからコトへ。

東京駅（のぞみ221号）
8:39発 → 名古屋駅
10:16着

巡礼体験として最初の室生寺では4枚の木札に自分の名前を書き、四寺でお焚き上げをして下さること。次に巡礼衣を渡さ



れ、巡礼の真似ごとにウキウキしながら、商売上手（伝統を継ぐためにも）も感じました。

長谷寺では運よく特別拝観（1,000円）だったので、本尊である十一面観世音菩薩立像（重文）にしっかり触れさせて戴きました。その上、結縁の五色線（腕輪）をいただき、重文を素手でなでなでできるなんて夢のよう。

天理市にある大浴場のあるホテルで興奮。感動や疲れを癒し、明日8:00スタートに向けて爆睡。

2日目は安部文殊院のモダンな建物でお抹茶接待。気遣い、心遣いに頭が下がります。日本の「オ・モ・テ・ナ・シ」にインバウンドも日本を目指すはず。講話を拝聴する。記憶に残っているのは、人間は宇宙の一部であるということ。なので、安部文殊院のマークは宇宙を示す「☆(五芒星)」。そして魔除け色は赤。皆こぞって、1,000円の玄閼魔除札を求めた。必見は本堂におられる五像全てが国宝の「渡海文殊群像」。鎌倉時代の快慶作で気品があり、美しい仏様達。

次は日本最初のや
くよけ霊場、岡寺。
これですべての厄が
飛んでけー！

2日目の最後は石
舞台古墳。北側が約
64t、南側が約77
t、総重量約2,300t
という、わが国最大
級の古墳。横穴式石
室は深い。蘇我馬子
の墓ではないかと考察。ピラミッドではないが、人がこれほど
小さく見える石をどのように？イギリスのストーンヘンジの周
囲にも石らしきものは皆無。解明されないことがあるってワク
ワクしますね。



奈良ホテルに早めの到着。荷物をあずけ、三々五々動く。こ
の自由がたまらない。「ならまち」が気になっていたの、早速
ウォーキング。元興寺が目に入り直行。大当たり。何と「なら
まち」はもともと元興寺の敷地であり、現在もそのまま。東大
寺の4千町歩に対し、元興寺は2千町歩、薬師寺・興福寺が1
千町歩、法隆寺が5百町歩。仏教の源流を自負する寺でした。
雨の中をお線香の香りに引き寄せられるように国宝極楽堂へ。
重文阿弥陀如来坐像と対面。人気なく、雨音と香気の室内は極
楽堂そのもの。仏と対面していると時を忘れ、忘我の境。奇跡

でした。時が止まっていた。国宝の禅堂を外から眺め、聖
徳太子立像（重文）、弘法大師坐像（重文）に合掌し、佛足香
を求め、4時間はアツという間。ニューワールド最高！

奈良ホテルのディナーはドレスアップ(?)して名門の名に
たがわないフレンチに笑顔あふれ、朝の和定食もお見事。個人
では経験できない贅沢なひと時でした。

3日目も人それなりに動く。春日大社の朝拝は3人で参加。
8:30に到着。他に仙台からの4人が加わり、大祓詞という祝
詞を唱えた後、原始の森の中の各神社をご案内戴きました。帰
途、春日大社は大混雑。別世界。“早起きは莫大な得”ですね。

傘をさしてラスト研修先、奈良国立博物館で6月16日まで開
催中の「超 国宝一祈りのかがやき」へ向かう。長蛇の列、入
館まで45分、それも前売券のある人のみ。事務局 高木さん
の手配によりゲット済、助かりました。1,000点の国宝と40点
の重文が大集合。ごった返す館内で女性部会員の羽鳥裕子さ
んにバツタリ。伊勢崎と奈良がつながる喜びも乙なもの。奈良
ホテルで荷物を受け取り、京都駅に向かう。京都駅では若手2
人がまさかの「和久傳」のランチを見つけて（探して）下さり、
ハイレベルのご馳走でしめてくれました。大満足。

事務局の高木さんの丁寧な対応にも助けられ、「あをによし
奈良 3日間」は実り多き学びタツプリの視察研修となりました。
いまだに心身は奈良を浮遊しています。来年は何処へ？ご
一緒しましょう！

(女性部会長 杉原 みち子)

女性部会

第104回 ウオッチ・ザ議会

令和7年3月7日(金) 午前10時、伊勢崎市議会一
般質問を都丸美樹子さんと傍聴。

1 市の動画について

令和6年度は外部委託制作6本、職員制作26本の計32本の
動画を作成した。動画による情報発信は分かりやすく伝えられ
る有効な手段であり、職員のスキルアップに取り組む。

2 防災について

安心安全課への女性職員配置は鋭意検討。備蓄品は毎年入
れ替えを行い、品目・数量も随時、見直ししている。DXによる
にデータ管理は有益と考えおり、スピード感を持って研究す
る。

3 職員のマッチング制度導入について

本市の制度は所属と職員の希望がマッチした場合の人事異
動型と繁忙期等の庁内派遣型。メリットは人材の有効活用、モ
チベーション向上、配置ミスマッチ防止による組織力の向上、
デメリットは派遣型において、派遣元の負担が一時的に増える
可能性。

※早速、6月17日(火)の上毛新聞一面に「応援職員に手
当加算」と掲載がありました。この伊勢崎市の取り組みは
全国でも先進的なものです。

4 非認知能力の育成について

学校では認知能力だけでなく、非認知能力の育成について
も、これまで大切に行ってきた。教師主導の一斉の学びから自
分で試行錯誤し課題解決ができる学びへと転換を図り、変化の
激しい社会を自力で切り抜ける児童生徒を育てていく。

5 こども発達支援センターについて

令和4年度から直営とし、令和6年度から臨床心理士2人体

制で相談に対応しているが、令和7年度からは平日に加え、土
曜も相談可能とする。心身障害や発達不安の子どもは、福祉部
門と教育部門、医療部門が横断的に対応することが必要であり、
令和7年度にこども発達支援センターと学校をつなぐ役割
を持つ教職経験者をこども発達支援センターに配置する。

6 障害のある方の福祉避難所について

指定福祉避難所は現在51施設。今後も社会福祉法人等との
協議を図り、障害を持つ子どもとその保護者が安心して避難で
きる施設の拡充に努める。

7 情報伝達手段について

広報いせさきは市民アンケートの結果を踏まえ、月1回発行
とした。行政区役員の負担軽減につながった反面、1号当たり
の情報量が多くなった、タイムリーさに欠けてきたとの意見を
いただいた。いせさき情報メールは17,719人、X(旧ツイッ
ター)は約11,000人、Facebookは1,848人、LINEは6,144人
の登録があり、発信内容及び件数は防災情報が513件、防犯情
報が181件、市からのお知らせ411件、医療健康情報7件、観
光イベント25件であった。

(傍聴を終えて)

とにかくしっかりした質疑により、緊張感があり、レ
ベルアップされ、傍聴していて充実して楽しい。非認知
能力の育成は、粘り強さ・考えさせる・やり抜く力・自
己肯定感・主体的コミュニケーション力・想像力！ 私
事ですが、ふるさと学習を13年間(8校)、租税教室を
3校させて頂いておりますが、学校現場には新しい風が
吹いています。先生方も生徒さんも明るく元気で積極
的。授業させて頂いた後はお互いのエネルギー交換を実
感し、ウエルビーング。

伊勢崎市株式会社もゆっくりと確実に未来に向けて動
き、市民の一人として伊勢崎愛に満ちた日々、感謝です。

(女性部会長 杉原 みち子)



群馬県法人会連合会通常総会

6月11日(水)、前橋商工会議所会館にて第13回群馬県法人会連合会通常総会が開催されました。
「令和6年度事業報告並びに収支決算」、「役員選任(案)」の2議案が承認され、深井彰彦氏(前橋法人会)が新会長に就任されました。

また、全法連功労者表彰の伝達並びに県法連功労者表彰が行われ、本会からは次の皆様が受賞されました。

◇全国法人会総連功労者表彰受賞者
伊勢崎法人会 理事 徳江 光俊 様
伊勢崎法人会 前理事 高田 東明 様

◇群馬県法人会連合功労者表彰受賞者
伊勢崎法人会 理事 藤田 政幸 様
伊勢崎法人会 理事 大澤 文彦 様



徳江 光俊 様 大澤 文彦 様

第76回 親睦ゴルフコンペ

6月6日(金)玉村ゴルフ場(18ホール・パー 72)を会場に、第76回親睦ゴルフコンペが開催されました。今回は青年部会の「ダブルコンペ」としても開催され、一般の部17人(うち青年部会14人)、シニア・女子の部14人の計31人の皆さんが初夏の青空の下、思い思いのプレーを楽しんでいました。

なお、上位入賞の結果は次のとおりです。(敬称略)

◇一般の部

優勝 正田 太規 G96 Net 72.0
準優勝 宮田 典洋 G93 Net 72.6
第3位 金子 秀行 G98 Net 74.0
ベストグロ 吉田 勝昭 G88



一般の部優勝
正田 太規さん

◇シニア・女子の部

優勝 石倉 潤一 G90 Net 73.2
準優勝 栗原 俊夫 G87 Net 73.8
第3位 宮澤 靖 G92 Net 74.0
ベストグロ 栗原 俊夫 G87



シニア・女子の部優勝
石倉 潤一さん

◇青年部会(ダブルコンペ)

優勝 泉 宏彰 G91 Net 73.0
準優勝 宮田 典洋 G93 Net 75.0
第3位 正田 太規 G96 Net 75.6
ベストグロ 島田 渉 G88



青年部会 優勝
泉 宏彰さん

令和7年

※予定は変更となる場合があります
これからの行事予定

月	日(曜日)	行 事	場 所
7月	17日(木)	広報委員会14:00	伊勢崎商工会議所
	18日(金)	研修委員会14:00	伊勢崎商工会議所
	23日(水)	県連:広報委員会12:00 / 全法連:厚生委員会13:30	前橋商工会議所/明治記念館
	28日(月)	局連:厚生委員会15:00	宇都宮市
	30日(水)	県連:青年部会連絡協議会総会17:00	前橋商工会議所
8月	1日(金)	群馬県税務功労者表彰式11:00	群馬県庁
	7日(木)	税務研修会18:00	ニューいづみ
	13日(水)~15日(金)	事務局休業	
9月	17日(水)	租税教室14:30	宮郷小
	18日(木)	女性フォーラム北海道大会	札幌パークホテル

Editor Column

コラム



「災害列島日本」と言われて久しいですが、近年は、災害は忘れないうちにやってくる、と考えています。新型コロナウイルス感染もある意味で、大災害だったと思います。そして昨年の能登半島の地震と水害や、2月の大船渡での山林火災など、いつでもどこでも何が起こるかわからない不確実性が怖いところです。

群馬県は国内でも震度2以上の地震が特に少ない県とあります。しかし、だからと言って大地震の可能性はないわけではありません。地震への備えは家具類の固定やら耐震補強など数多の対策がありますが、まずは人命一番で考えたいものです。

伊勢崎市や玉村町地域においては、ハザードマップを見ると、利根川左岸、広瀬川右岸が洪水というよりも内水氾濫による水害の可能性が高いようです。集中豪雨によって河川の水位が上がり、逆流等で水害が発生すると言われています。令和元年、台風19号の直撃はかなり危なかったと記憶しています。大きな被害はなかったですが、住民の避難の課題があったように思います。避難所に指定された学校の校庭の駐車キャパシティや、生活弱者への避難誘導等、実際に経験してみて問題点がわかったと思います。これから台風や秋の長雨の時期を迎えますが、やはり人命一番で、職場や地域、家庭で、共通認識として改めて災害に対する心構えを確認したいと思います。

備えあれば憂いなし。

(広報委員会副委員長 高木 均)